

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

- 1 改正の趣旨 地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果を最大化し、及び各事業者が工場等の新增設や設備投資などを行いやすい環境を整備するため、緑地面積率等の見直しその他必要な整備を行うものである。
- 2 新旧対照表 (_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案								
<p align="center">地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。第3条において「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 <u>(適用区域及び緑地等の面積の敷地面積に対する割合)</u></p> <p>第3条 この条例を適用する区域（以下「適用区域」という。）は、<u>法第4条第1項の規定により作成し、同条第6項の規定による同意を得た高砂市地域に係る産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に定める集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域とし、適用区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、緑地については100分の10以上、環境施設については100分の15以上とする。</u></p>	<p align="center">地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。第3条において「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 <u>(区域並びに緑地及び環境施設的面積の敷地面積に対する割合)</u></p> <p>第3条 この条例を適用する区域の区分及び当該区域の範囲並びに当該区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、<u>次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">区域の区分</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">区域の範囲</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">環境施設的面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">甲種区域</td> <td>法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項の基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「工場立地特例対象</td> <td style="text-align: center;">100分の5以上</td> <td style="text-align: center;">100分の10以上</td> </tr> </tbody> </table>	区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合	甲種区域	法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項の基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「工場立地特例対象	100分の5以上	100分の10以上
区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合						
甲種区域	法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項の基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「工場立地特例対象	100分の5以上	100分の10以上						

	区域」という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業地域		
乙種区域	工場立地特例対象区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域	100分の1以上	100分の1以上

(緑化の促進)

第4条 市長は、前条の表の各区域の範囲内において、工場立地法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をしようとする者に対し、緑化の促進について必要な措置の協力を求めるものとする。

2 前項の届出をしようとする者は、周辺地域の景観と生活環境に十分留意しつつ、別に定めるところに基づき緑化の促進に努めるものとする。

3 第1項の届出をしようとする者は、当該届出に当たっては、あらかじめ、緑化の促進に関し必要な事項を定めた計画書を策定し、これを市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が第3条の表の各区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次表の式によって行うものとする。

既存工場等が存する区域の区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
----------------	--------------------------	----------------------------

(緑化の促進)

第4条 市長は、適用区域内において、工場立地法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をしようとする者に対し、別に定める基準により緑化の促進について必要な措置の協力を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が適用区域に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次表の式によって行うものとする。

当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
--------------------------	----------------------------

$G \geq \frac{P}{Y} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{Y} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S - G_1 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \frac{P}{Y} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{Y} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
--	---

<p>第3条の表の甲種区域に存する場合</p> $G \geq \frac{P}{Y} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{Y} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \frac{P}{Y} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{Y} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
<p>第3条の表の乙種区域に存する場合</p> $G \geq \frac{P}{Y} \left(0.01 - \frac{G_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{Y} \left(0.01 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.01S - G_1 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.01S - G_1$ とし、 $0.01S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \frac{P}{Y} \left(0.01 - \frac{E_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{Y} \left(0.01 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.01S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.01S - E_1$ とし、 $0.01S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>

3 工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「工場立地法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が適用区域に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、第3条に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次表の式によって行うものとする。

3 工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「工場立地法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が第3条の表の各区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次表の式によって行うものとする。

<p>当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積</p> $G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S - G_0 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	<p>当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積</p> $E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$ <p>のときは、$E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
--	---

<p>既存工場等が存する区域の区分</p> <p>第3条の表の甲種区域に存する場合</p> $G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.05S - G_0 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、</p>	<p>当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積</p> $E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、</p>
--	--

	$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3条の表の乙種区域に存する場合	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.01 - \frac{G_0}{S})$	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.01 - \frac{E_0}{S})$
	ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.01 - \frac{G_0}{S}) > 0.01S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.01S - G_1$ とし、 $0.01S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.01 - \frac{E_0}{S}) > 0.01S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.01S - E_1$ とし、 $0.01S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

4 前2項の表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- P 当該変更に係る生産施設的面積
- γ 当該既存工場等が属する工場立地法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計
- E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積
- γ_j j業種についての工場立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合

4 前2項の表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- P 当該変更に係る生産施設的面積
- γ 当該既存工場等が属する工場立地法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計
- E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積
- γ_j j業種についての工場立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合